中山間地域農業直接支払事業の取り組み

問 産業課 農林係　☎62-9232

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指します。中山間地域の農地は、食料生産とともに水源のかん養や洪水の防止機能、良好な景観形成など、私たちの生活に大切な役割を担っています。しかし平地に比べ自然条件や社会条件が厳しいことから、高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増加などによりその役割が低下するおそれがあります。

平成12年度から始まった「中山間地域農業直接支払事業」は、中山間地域の農地の荒廃を防止し、農地のもつ多様な機能を持続させるため、耕作者の皆さまが行う「農地を守る協定」に基づいた主体的な活動を支援する事業です。

富士見町においても14の集落が支援を受け、農地の多面的機能の維持・増進を図り、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向け、前向きな取り組みを行っています。

【対象地域】

特定農山村法指定地域 …… 富士見町全域

【対象農用地】

対象地域にある農振農用地区域内の1ha以上にまとまった農地から、右表の基準により町長が指定します。

対象農地区分	勾配基準	交付金額
急傾斜農用地	田:1/20以上 (水平距離20mに対して1m以上の高低差)	21,000円/10a
緩傾斜農用地 *急傾斜農用地に挟まれ、連担している場合のみ該当	田:1/100以上 1/20未満	8,000円/10a

【集落協定】

この事業では、「農地を守る協定」を締結し、町長の認定を受けることが必要です。また、協定に基づく主体的な活動は、５年間以上継続しなければなりません。

町内では、平成22年度から平成26年度までの第三期対策で、14の集落協定が締結され、それぞれの協定に基づいた活動が行われています。

平成24年度の実施状況は、「平成24年度 集落協定地区一覧表」のとおりです。

【平成24年度共同取組活動の実施状況】

□共同活動実施のための話し合い
□農地の法面の崩壊を未然に防止するための定期点検
□道・水路の維持管理、簡易補修・改良
□子どもたちの農業体験
□景観作物の作付け
□鳥獣害防止対策
□共同機械利用など

【平成24年度 集落協定地区一覧表】

集落協定名	協定面積(㎡)	協定参加者数	交付金額(円)
立沢	2,975,903	307	56,368,649
乙事	1,293,990	151	22,596,243
烏帽子	81,837	20	1,600,368
下蔦木	146,442	31	3,075,282
田端	76,605	19	1,608,705
上蔦木	67,120	30	1,409,520
高森	228,079	42	4,789,659
葛窪	326,975	76	6,774,890
御射山神戸	111,961	52	1,948,926
小六	201,043	32	4,218,928
池袋	132,748	37	2,787,708
瀬沢新田	42,881	12	900,501
先達	199,982	37	4,199,622
机	92,493	28	1,566,341
合計	5,978,059	874	113,845,342

平成25年度(産)経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書および水稲生産実施計画書の変更届の提出について

問 富士見町地域農業再生協議会事務局(産業課 農林係内)　☎62-9222

今年３月末に、農家のみなさまよりご提出いただきました、平成25年度(産)経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書および水稲生産実施計画書（以下、実施計画書という）につきまして、各集落を通じて変更届を配布します。

この変更届は、３月末に提出していただきました実施計画書について、変更のある方のみご提出いただく書類です。水稲生産や転作作物等の作付けについて変更がある方は、変更届をご記入のうえ、各集落より指示された期限までに各集落経由でご提出いただきますようお願いします。

（各集落から役場への提出期限は５月20日(月)です）

※この変更届の締め切り後に生じた変更については、役場まで必ずご連絡ください。